

竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事
簡易プロポーザル実施要領

令和7年5月

氷川町役場 学校教育課 学校教育係

1 目的

本事業は、竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事を実施するにあたり、既存陸屋根防水層の劣化に伴う漏水防止、および建物躯体の保護のため、耐久性・耐候性に優れた塩ビシート防水による、長期的な防水性能の確保を目的に実施します。

この要領は、下記の防水工事に関して、入札によらない契約方法として簡易的なプロポーザル方式により受注候補者を特定する手続きについて定めます。

なお、簡易型プロポーザル方式では、所定の様式による書面及び資料の提出によりプロポーザルを行います。

2 工事概要 : 工事仕様書による

3 提案上限額 24,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加(応募)資格

次の項目をすべて満たす法人、その他の団体であること。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による防水工事の建設業許可を受けていること。
- (2) 令和7・8年度氷川町建設工事等登録済(防水工事)であること。
- (3) 建設業法第27条の23第2項における対象工種の経営事項審査総合評定値が700点以上の者であること。
- (4) 工事の施工に当たり建設業法第26条に基づく技術者を置くことができる者であること。
- (5) 熊本県内に登記済みの本店若しくは支店・営業所を有すること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 提出期限において、氷川町の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (11) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (12) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(13) 本事業を遂行するために必要とされる工事経験等を有した者を従事させることができる者であること。

(14) 本業務を一括再委託しない者であること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

(15) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

注意：参加資格の有無の確認は、氷川町事後審査型一般競争入札公告共通事項書を準用し、受注候補者決定後に確認する。また、提案書審査項目にある資格、実績を確認する資料については、事後審査時に提出するものとする。

5 スケジュール

項目	日程
町ホームページ情報公開	令和7年5月7日（水）
参加申込書提出	令和7年5月7日（水）～5月30日（金）17時
現場見学会	令和7年5月19日（月）10時 参加人数制限なし 参加希望者は、16日までに学校教育課にメール (gaku@town.kumamoto-hikawa.lg.jp) にて予約のこと。
質問書の提出期限	令和7年5月27日（火）17時 メールにて質問
質問に関する回答	令和7年5月29日（木）町ホームページに掲載
提案書の提出期限	令和7年6月6日（金）17時 郵便は必着のこと
提案書審査日	令和7年6月10日（火）
審査結果通知 （受注候補者決定）	令和7年6月11日（水）町ホームページに掲載
事後審査書類提出	令和7年6月17日（火）
事後審査	令和7年6月18日（水）
契約締結	令和7年6月下旬

6 配布書類

(1) 入手方法

書類はすべて氷川町ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス：<https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/>

(2) 配布書類一覧

- ア 01 竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事簡易プロポーザル実施要領
- イ 02 竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事仕様書
- ウ 03 【図面】竜北東小学校低学年棟
- オ 05 位置図
- カ 06 様式集 第1号・第2号・第3号

7 提出書類

	内 容	様 式
1	竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事 簡易型プロポーザル参加申込書	様式第1号
2	竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事提案書	様式第2号
3	竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事見積書	様式第3号

○提出部数は各1部とし、持参又は郵送とします。

○提出先及び問合せは、

- ・住所 〒869-4814 八代郡氷川町島地 642 氷川町教育委員会 学校教育課
- ・担当者：前橋係長
- ・電話 : 0965-52-5859
- ・メールアドレス：gaku@town.kumamoto-hikawa.lg.jp

8 審査方法

提出された書類を参考に沿って配点し受注候補者を決定します。

	評価項目	評価基準の概要	配点
審査内容 の能力	施工業者等	自社による管理監督体制の確立	自社により十分な管理監督体制が確立できるか。 5
		施工業者の防水工事実績	過去5年以内に、防水工事の経験があるか 5
		主任技術者の防水工事実績	過去5年以内に塩ビシート防水工事経験があるか 5
		現場代理人の防水工事実績	過去5年以内に塩ビシート防水工事経験があるか 5
	工事提案	塩ビシート防水工法の提案	密着工法、機械的固定工法等の提案とその理由を明記のこと 5
		使用する塩ビシートの種類	選定した塩ビシートの種類とその理由（耐侯性、耐久性、環境性能等）を明記のこと 20
		安全性への配慮	施工場所が小学校敷地内であり、学童等への安全性の配慮は十分であるか 10
		工程計画は適正か	騒音や周りの環境に影響する作業は、夏休み期間中に行い、適正な工期はとれているか 5
		独自提案	独自の技術や工夫により、地域貢献や作業の安全性や効率性を上げるため等の独自提案はあるか 10
	見積書	見積金額	計算式による価格の評価とする。 【計算式】 30点×（最低見積額／当該見積額） ※整数未満を切り捨てる 30

※ 法令、本要綱、工事仕様書に則していないと認められるものは審査を行わない事があります。

9 契約事項等

- ・ 図面及び工事仕様書による契約とする。
- ・ 契約に係る前払金、中間払金等、工事保証その他契約に関する事項については、氷川町公共工事請負契約約款による。
- ・ 契約保証金は、氷川町財務規則第63条第1項により契約金額の100分の10以上を納付すること。
- ・ 部分払いは行わない。

10 注意事項

1. 審査において受注候補者に決定した場合は、事後審査書類を期限内に提出すること。併せて、提案額を上限とした見積書（内訳書）を提出し、その額を契約額とする。
2. 事後審査を経て受注者となった場合は、速やかに契約締結の手続きを行うこと。
3. 関係する法令に従い、適切な手続きと施工を行うこと。
4. 提出された提案書に則して施工すること。
5. 氷川町公共工事請負契約約款に従い、必要な手続き、報告、資料の提出を行うこと。
6. 工事にあたっては、定められた書類の整備を行い、必要な検査を受けること。
7. 審査内容に対する異議申立は受け付けない。
8. 審査内容は非公開とする。
9. プロポーザルに要した費用は参加者負担とする。
10. 提出された書類の返却は行わない。
11. その他記載無き事項は監督員と協議し誠実に工事を履行すること。